

<ポジティブリストについて>

◎そもそもポジティブリスト制度(PL 制度)って何？

PL 制度とは合成樹脂等の食品用器具・容器包装の製造工程において、安全性が評価され使用が認められた物質以外は使用を原則禁止するという仕組みの事です。それまで日本が採用して来たネガティブリスト制度は原則使用を認めた上で、使用を制限する物質を定めた仕組みです。米国、EU、中国などで、すでに PL 制度は導入されており、世界的にはポジティブリスト制度が主流となっています。日本も今回の食品衛生法の改正（2020 年 6 月 1 日施行）により国際基準に向けて歩み出す事になりました。

◎目的

PL 制度は安全性が確保されていない物質を排除し、食の安全のレベルを高めることを目的としています。ポジティブリストとは全ての物質の使用を禁止した上で、安全性を評価した物質の使用を許可し、その使用量や溶出量をリスト化したものです。

◎PL 制度の対象

対象となる物質は「合成樹脂の基本を成す基ポリマー」と「合成樹脂の物理的または化学的性質を変化させるために意図的に用いられる添加剤」です。

◎情報伝達方法と法適合

PL 適合証明に関しては各事業者が販売先へ情報伝達することになります。

その流れは、

樹脂（原料）メーカー①⇒製袋工場②⇒当社：販売メーカー③⇒お客様 の順番となります。

- ① 樹脂（原料）メーカーは、製袋工場へ PL 適合を証明します。
- ② 製袋工場は工場で使用する添加剤も含め、当社：販売メーカーへ PL 適合を証明します。
- ③ 当社：販売メーカーは、製袋工場から得た適合証明書をもとに自社の名前で製品が PL に適合していることを証明します。

法適合の条件は下記 2 点です。

- 国が定める PL に収載されている事
- 経過措置対象物質である事

法施行前から使用されている樹脂は、PL 未収載の場合でも 5 年の猶予期間中は使用可能です。この猶予期間を活用し、製品に使用する樹脂の見直しや品質確認をします。

猶予期間は 2025 年（令和 7 年）5 月 31 日 までの 5 年間で、PL 制度の完全実施は 2025 年（令和 7 年）6 月 1 日となります。